

### Ⅲ 不当労働行為の審査

#### 1 不当労働行為事件の取扱状況

##### (1) 係属件数・終結件数

令和7年度に当委員会が取り扱った不当労働行為事件は、前年度からの繰越し17件、新規申立て20件の計37件でした。このうち17件が終結(命令・決定3件、和解・取下げ14件)し、20件が翌年度へ繰越しとなりました。

3-1表 不当労働行為事件の処理状況(単位:件)

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
係属件数	前年度からの繰越し		22	25	23	18	17
	新規申立て		30	23	22	14	20
	係属計		52	48	45	32	37
終結件数	命令・決定	全部救済	0	1	3	1	1
		一部救済	3	4	2	1	1
		棄却	4	2	4	2	1
		却下	0	0	0	0	0
		却下及び棄却	0	1	0	0	0
		計	7	8	9	4	3
	和解・取下げ	関与和解	18	15	15	10	14
		無関与和解	1	1	1	0	0
		取下げ	1	1	2	1	0
		計	20	17	18	11	14
	終結計		27	25	27	15	17
	終結率(%)		51.9%	52.1%	60.0%	46.9%	45.9%
	翌年度への繰越し		25	23	18	17	20

(注1) 終結率=終結件数÷係属件数×100

(注2) 命令・決定・和解・取下げの意味内容は、次のとおりです。

命令 事件の実態審理を行った上で命令を発した場合をいう。申立てを認容(全部救済・一部救済)する命令と棄却する命令がある。

決定 事件の実態審理に入らず、申立てを不適法として却下した場合(申立期間を徒過したとき等)をいう。

和解 和解により終結した場合をいう。関与和解(労働委員会が関与した和解)と無関与和解(労働委員会が関与しない和解)がある。

取下げ 和解以外の事由により申立人が取り下げた場合をいう。

(2) 平均処理日数

令和7年度における、不当労働行為事件の平均処理日数は396日であり、終結事由別にみると、命令・決定が727日、和解・取下げが325日でした。

3-2表 不当労働行為事件の平均処理日数及び最長・最短処理日数（単位：日）

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		平均処理日数 (総平均)	324	327	333	404	396
命令・決定	平均処理日数	564	531	516	723	727	
	最長処理日数	752	881	721	1,189	803	
	最短処理日数	225	281	377	508	672	
和解・取下げ	平均処理日数	240	231	242	289	325	
	最長処理日数	473	602	589	722	829	
	最短処理日数	13	7	69	137	69	

(3) 審査期間の目標達成状況

当委員会では、審査期間の目標を原則として1年6か月以内としています。

令和7年度に終結した事件の目標達成状況をみると17件のうち12件が目標期間内に終結し、5件が目標期間を超過しました。

3-3表 令和7年度審査期間の目標達成状況（単位：件）

区分	命令	決定	和解	取下げ	合計
終結件数	3	0	14	0	17
1年6か月以内	0 (0%)	0	12 (85.7%)	0	12 (70.6%)
1年6か月超	3 (100%)	0	2 (14.3%)	0	5 (29.4%)

(注1) ( )内は、終結件数に対する割合を示したもの（端数処理の関係上合計が100%とならない場合がある。）。

(注2) 審査期間の目標は、労働組合法に基づき定めたもの。

## (4) 不当労働行為事件一覧

3-4表 令和7年度不当労働行為事件一覧

事件番号	申立人 (労働組合・個人)	被申立人 (業種)	第7条 該当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結 年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
5-6	労働組合	① X(サービス業) ② Y(生活関連サービス業, 娯楽業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	5. 4. 28	7. 4. 1	棄却	705日	
5-10	労働組合	X(医療, 福祉)	1 2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス ・不利益取扱いの禁止	5. 6. 26				
5-14	労働組合	X(教育, 学習支援業)	1 2 3	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・不利益取扱いの禁止 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5. 8. 9	7. 6. 10	一部救済	672日	再審査 (組合・法人)
5-15	労働組合	X(サービス業)	2 3	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス ・金銭支払命令	5. 8. 14	7. 10. 24	全部救済	803日	再審査 (組合)
5-16	労働組合	X(運輸業, 郵便業)	2 3	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5. 8. 17				
5-25	労働組合	X(運輸業, 郵便業)	1 2 3	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス ・支配介入の禁止 ・不利益取扱いの禁止	5. 12. 12	8. 3. 19	関与和解	829日	
6-5	労働組合	X(金融業, 保険業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	6. 5. 29	7. 8. 12	関与和解	441日	
6-6	労働組合	X(複合サービス事業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	6. 6. 4	7. 7. 7	関与和解	399日	
6-7	個人	X(運輸業, 郵便業)	1 4	・解雇撤回 ・報復的不利益取扱いの禁止 ・ポスト・ノーティス	6. 6. 28	8. 3. 19	関与和解	630日	
6-8	労働組合	X(医療, 福祉)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	6. 7. 4				
6-9	労働組合	① X(サービス業) ② Y(製造業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	6. 9. 5	7. 12. 23	関与和解	475日	

事件番号	申立人 (労働組合・個人)	被申立人 (業種)	第7条 該当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結 年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
6-10	労働組合	X(サービス業)	2	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス	6.9.24	7.9.16	関与和解	358日	
6-11	労働組合	①X(サービス業) ②Y(製造業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	6.10.9	7.9.1	関与和解	328日	
6-12	労働組合	X(教育、学習支援業)	1 2 3	・雇止めの撤回 ・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	6.11.29				
7-1	労働組合	X(教育、学習支援業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	7.2.12	7.9.2	関与和解	203日	
7-2	労働組合	①X(サービス業) ②Y(卸売業、小売業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	7.2.25	8.3.2	関与和解	371日	
7-3	労働組合	X(教育、学習支援業)	2 3	・解雇撤回、原職復帰 ・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス ・支配介入の禁止	7.3.28	7.7.16	関与和解	111日	
7-4	労働組合	X(製造業)	1 2 3	・雇止めの撤回 ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	7.4.16	7.6.23	関与和解	69日	
7-5	労働組合	X(製造業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	7.5.7				
7-6	労働組合	X(運輸業、郵便業)	1 2 3	・誠実団交実施 ・不利益取扱いの禁止 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	7.5.12	7.7.31	関与和解	81日	
7-7	労働組合	X(公務)	2 3	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	7.5.12				
7-8	労働組合	X(製造業)	2 3	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	7.5.20	7.9.30	関与和解	134日	
7-9	労働組合	X(製造業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	7.6.23				

事件 番号	申立人 (労働組合・個人)	被申立人 (業種)	第7条 該当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結 年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
7-10	労働組合	① X (運輸業、郵便業) ② Y (運輸業、郵便業)	2 3	・誠実団交実施 ・バックペイ ・ポスト・ノーティス ・支配介入の禁止	7.11.19				
7-11	労働組合	X (建設業)	2	・誠実団交実施	7.11.26	8.3.24	関与和解	119日	
7-12	労働組合	X (医療、福祉)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	7.12.22				
8-1	労働組合	① X (サービス業) ② Y (製造業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	8.1.7				
8-2	労働組合	X (教育、学習支援業)	1 2 3	・原職復帰、バックペイ ・団体交渉応諾 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	8.1.9				
8-3	労働組合	X (製造業)	2	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス	8.1.13				
8-4	労働組合	① X (サービス業) ② Y (製造業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	8.1.26				
8-5	労働組合	① X (サービス業) ② Y (製造業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	8.2.2				
8-6	労働組合	X (医療、福祉)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	8.2.17				
8-7	労働組合	① X (製造業) ② Y (製造業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	8.2.24				
8-8	労働組合	① X (サービス業) ② Y (製造業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	8.3.4				
8-9	労働組合	X (建設業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	8.3.23				
8-10	労働組合	X (医療、福祉)	1 2	・団体交渉応諾 ・一時金額の是正、差額支払 ・ポスト・ノーティス	8.3.24				
8-11	労働組合	① X (サービス業) ② Y (製造業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	8.3.27				